

平成27年3月31日

東日本大震災に伴う市発注工事の前金払の特例の延長について

被災地域における市発注工事等の適正かつ速やかな施工の確保を図るため、前金払の割合を引き上げる特例を平成28年3月31日まで延長します。

1. 特例の内容

(1) 市が発注する工事について、前金払の割合を請負代金額の10分の5以内とします。

(原則：請負代金額の10分の4以内)

(2) 市が発注する工事に関する設計・調査、測量及び機械類の製造に係る前金払の割合を請負代金額の10分の4以内とします。

(原則：業務委託料又は請負代金額の10分の3以内)

2. 特例の適用期間

当面、平成28年3月31日までの間に、新たに契約を締結する工事に適用します。

3. 工事請負契約書

特例の適用期間中に契約を締結する場合、別に指定する「契約約款 別紙2」を工事請負契約書に追加する。

4. 業務委託契約書

特例の適用期間中に契約を締結する場合、別に指定する「契約約款 別紙2」を業務委託契約書に追加する。